

仙台支部交流促進助成事業概要

1 目的

魅力ある地域づくりを推進するため、地域の活性化や課題解決を図る自主的な活動を行う支部会員を支援し、団体外部の方々との連携・交流や会員相互の交流の促進を図ります。

2 募集対象団体

みやぎ地域づくり団体仙台支部会員

3 募集対象事業

令和9年3月31日までに完了する以下の事業を対象とします。

ただし、令和8年4月1日以降に開始し、継続して行われている事業も対象とします。

- (1) 産業・ものづくりの振興に関する事業
- (2) 観光振興に関する事業
- (3) 健康・福祉の推進、青少年の健全な育成の推進に関する事業
- (4) 芸術・文化・スポーツや生涯学習の振興に関する事業
- (5) 景観美化、環境保全に関する事業
- (6) 地域の安全・安心の推進や交流促進に関する事業
- (7) その他、地域づくりの推進に資すると認められる事業
- (8) 仙台支部会員相互の意見交換・情報交換を通じた交流促進に資する事業

4 助成経費等

(1) 助成金額

助成金額の総額は、本年度の予算の範囲内とします。

交付金額は各事業経費とし、3(1)～(7)の事業は上限2万円、3(8)の事業は上限5万円とします。

※仙台管内の会員の皆様が互いの情報を共有し、刺激しあうことで、地域に根ざした、よりよい地域づくり活動をしていただくため、(8)の事業については、助成額上限を高く設定します(以下の2点を満たすもの)。

- ・参加者に仙台支部の他会員が含まれること
- ・参加者相互の自由な意見交換が含まれること
(例 グループディスカッション、パネルディスカッション、講演後の意見交換会、意見交換を目的とした茶会 など)

(2) 対象経費

助成の対象となる経費は、事業を実施するために必要とする経費とします。

ただし、団体の経常的運営経費や飲食に要する経費(交流のために必要な茶菓子代を除く)は対象としません。詳しくは「仙台支部交流促進助成金活用に関するQ&A」をご覧ください。

5 外部講師を招く際には

「3 募集対象事業」において、外部から講師を招き、講演を通じた研修会を行う際には、地域活性化センター(地域づくり団体全国協議会事務局)が実施する「令和8年度地域づくり団体活動支援事業」による最大15万円の助成金を得ることができます(詳細につきましては支部ホームページ内「地域づくり団体全国協議会助成事業」を御参照ください)。

6 応募方法

(1) 提出書類

仙台支部交流促進助成金交付要綱にそって、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し下記事務局宛てに御提出ください。

(2) 提出期限

令和9年2月26日（金） 予算に達し次第受付終了※

※原則として、事業実施の30日前までに御提出ください。

7 決定方法

応募のあった事業については、事務局による書面審査及び関係委員による内容審査等を経た上で、支部長が交付対象事業を決定します。

8 実績報告書

交付の対象となった団体においては、事業完了後、別紙要綱に定める実績報告書を作成し、事業完了から一ヶ月以内（年間を通して行う事業の場合には、令和9年4月20日（火）まで）に下記事務局宛てに御提出ください。

なお、事業の実施期間中又は事業完了後に事業の遂行状況等の調査を行います。また、事業の成果等について、支部ホームページへの掲載、委員会における発表の場を設ける等します。

9 仙台支部交流促進助成事業等活用成果報告会

当該助成事業を活用した支部会員から活用成果を報告していただくとともに、意見交換や情報交換を行うことにより、支部会員の活動の活性化を図ります。

10 事務局

宮城県仙台地方振興事務所地方振興部 商工・振興第一班

〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号

T E L : 022-275-9114

F A X : 022-275-0296

E-mail : sdsinbk@pref.miyagi.lg.jp